

	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月 64 時間以上 (1日4時間以上かつ週4日以上)の就労	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間 または 保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定日の 前後各2か月程度	保育標準時間
3	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間
4	同居又は長期入院している親族などの介 護・看護	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間
5	災害の復旧	災害の復旧が完了する と見込まれる期間	保育標準時間
6	求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間
7	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大 学等へ通学していること	職業訓練校や大学等へ 通学する期間	保育標準時間 または 保育短時間
8	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間
9	児童を養育する能力が著しく欠如している 場合など、その他児童福祉の観点から保 育の実施が必要であり、上記1～8に類す ると、町長が認める場合	小学校就学前までの 保育を必要とする期間	保育標準時間 または 保育短時間

- 育児休業中は保育を必要とする事由に該当しないため、申請はできませんが、育児休業取得時に、既に保育所等を利用しているお子さんがいて継続利用が必要である場合は、育児休業を終了するまでの期間、原則として「保育短時間」区分での認定・利用が可能です。
- 同居の親族の人(4月1日現在で、65歳以上の方(両親以外)及び学生(兄弟)を除く)が子どもを保育することができる場合は、利用に際して優先度の調整対象となります。